

# あがの民商ニュース

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1897

商売くらしに役立つ！  
全国  
商工新聞  
月/500円



阿賀野民商第60回定期総会が2日開催されました。来賓の天野市議（無党派）・近山市議（無党派）が挨拶で、6月議会での「インボイス制度の延期・見直しを求める意見書提出」の議案について誰も反対の討論もせず採決に反対した9名の議員はおかしい（天野議員）

員）、委員会でも「国が決められていることに意見をいうことはおかしい」という議員がいる、これでは議会の体を成していない」（近山議員）と述べました。

総会の質疑等では、笹神支部の町田さんが農家の立場で、地域の米業者・農家がインボイスで切ない思いをしている、地域住民の声を反映できない市議会では本当に体を成していない、このままでは地域経済が崩壊してしまう。住民の声を反省する議員を増やさなければならぬ。と討論を行いました。

総会も無事終了し、懇親会となり、久しぶりの飲み会で賑やかでした。皆さんごっつおいっぺ食って腹なごにねかかったらどうか？

## 電子帳簿保存法学習会

民商総会まえに新商連の青木事務局長を講師に「電子帳簿保存法」について学習をおこないました。電子帳簿保存法の内容は①帳簿書類の電子保存②書類のスキヤナ保存③電子取引保存で、③についてはすべての業者に関係します。

電子取引は電子メール・インターネット上の取引（売買）等です。

学習内容が難しかったようで（実際難しい）わかったような、わからなかったような感じでした。

## インボイスで発注業者優越的地位濫用か

取引先から、インボイス番号がないと10月から消費税なしで請求書を出してほしい、又は消費税分は支払わないという話がありました。これは「独占禁止法又は下請法上問題」となるおそれがあります。

### 独占禁止法に違反した場合

公正取引委員会による「排除措置命令」や「追徴金納付命令」を受ける可能性があります。

### 下請法違反となった場合

公正取引委員会から違反行為を取りやめるよう勧告を受け、企業名・違反事実の概要などが公表され、最高50万円の罰金が課せられる場合もあります。

6月末にN電気が支払代金を不当に減額で公正取引委員会は下請法違反で再発防止を勧告したニュースがありました。

## 「消費税を支払わない」は建設業法違反

国土交通省のHPでは、元請けが、自己の取引上のちいを不当に利用して、免税業者である下請けに対し、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となると記載されています。



建設業法違反になり処分を受けると経営事項審査で減点されます。

## 民商総会前の珍事？

6月末に、民商会員さんに総会の参加・委任を集めていたときに会員さんから「男性・女性とあと誰がくるの？」と質問されました。

「・・・男性と女性と・・・他に誰かいましたっけ？」と述べたら大爆笑でした。